2026年11月13日

ジャパンネクスト証券株式会社

株式交換に伴うPTS制度信用取引の取扱いについて（株式交換の日2026年11月30日）

株式交換に伴い完全子会社となる会社1社（表1）のPTS制度信用取引の取扱いについては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

表1

親会社 （a）	完全子会社となる会社 （b）		株式交換の日	割当比率
		上場廃止日		
㈱Orchestra Holdings （6533） PTS制度信用銘柄 （売買単位：100株）	㈱Sharing Innovations （4178） PTS制度信用銘柄 （売買単位：100株）	―	2026.11.30	(b)株式1株につき(a)株式0.478株

記

1．PTS制度信用取引の継続等について

表1の完全子会社となる会社株式は、上場廃止日にPTS制度信用銘柄の選定を取り消されることとなりますが、PTS制度信用取引の未決済勘定については、株式交換の日からは、株式の交換対象となる会社（a）株式のPTS制度信用取引残高として継続することができます。

2．株式交換に伴うPTS制度信用取引の未決済勘定の調整について

完全子会社となる会社株式1株に対して割り当てられる交換対象会社の株式数が、表1のとおりであるため、株式交換の日の前日における完全子会社となる会社株式のPTS制度信用取引の未決済勘定については、株式交換の日をもって、その貸付株数（売付株数）及び買付担保株数（買付株数）並びに1株の原始約定価格は、表2(a)及び(b)にしたがって調整することとします。

なお、株式交換の日以降の未決済勘定について、反対売買を行う場合は、売買単位株数に限られますので、売買最終日の未決済勘定は、表2(c)の数値の整数倍となるように参加証券会社においては御留意ください。

表2

完全子会社となる会社	貸付株数(売付株数)及び買付担保株数(買付株数)の調整比率 (a)	原始約定価格の調整比率 (b)	売買最終日の未決済勘定 (c)
㈱Sharing Innovations (4178)	239/500	500/239	50,000 株

3. 応当日について

完全子会社となる株式において、最終弁済申出期日である6か月目の応当日が、上場廃止日(11月26日)から11月29日までの間に到来する場合は、これを株式交換の日(11月30日)とします。

以上